

平成26年12月12日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

庁舎再編整備特別委員会
委員長 森山英敏

庁舎再編整備特別委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 庁舎再編整備について
(2) その他

- 2 調査の経過 12月12日委員会を開催し、上記事件について協議した。
市長の新庁舎建設の考え方について及び魚沼市庁舎再編基本構
想(案)について質疑を行った。また、次回の委員会での調査事
項について協議した。

庁舎再編整備特別委員会会議録

1 調査事件

(1) 庁舎再編整備について

(2) その他

2 日 時 平成26年12月12日 午後3時

3 場 所 広神庁舎3階 議場

4 出席委員 大平恭児、富永三千敏、岩井富士夫、志田 貢、佐藤敏雄、岡部計夫、
大平栄治、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、高野甲子雄、
星 吉寛、下村浩延、本田 篤、森島守人、森山英敏、大屋角政、星野武男、
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 市長、酒井企画政策課長、森山企画政策室長

7 書 記 小幡議会事務局長、中川主任

8 経 過

開 会 (14:59)

森山委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから庁舎再編整備特別委員会を開会します。

(1) 庁舎再編整備について

森山委員長 日程第1 庁舎再編整備についてを議題とします。委員会構成が変わっての全員による実質的な調査については、今回が初めてとなります。先日の一般質問でも市長の考えが数名の議員によって、ただされたところではありますが、当委員会でも一般質問での答弁やこれまでの市長見解を含め市長に基本的な事項を聴く機会を、本日設けさせていただいたところでもあります。また、基本構想案が示されているところでもありますので、市長への質疑ののち、構想案についての質疑にしたいと考えております。そのように進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。それでは、市長に対する質疑はありませんか。

高野委員 旧庁舎の活用については考えているのか。第二次総合計画の中に盛り込むのかお聞かせください。

大平市長　一般質問でもありましたけれども、旧庁舎につきましては活用はする方向で考えております。どういうところで活用するというのはまだありませんけれども、使える庁舎については、地域の方々も含めて話をさせていただいて、活用に向けて検討していきたいと思っています。

遠藤委員　庁舎再編の基本構想ということで資料いただいております。先般、市長市政報告に私も参加させていただきました。市長の思いですとか、構想(案)という部分について、市民に説明した同じ空間の中で聞かせていただいたわけであります。私も先回の一般質問で庁舎の位置等については、どこということではなくそこに建てて、その場所においてそこに建てる意味があったんだと、そこを起爆剤として今後何ができるかという面を打ち出していくのがいいことであって、ただの建て替えや効率化、予算、合併特例債が延長したから、ということだけの観点だとなかなか理解を得にくいのではないかと一般質問させていただいたわけです。市長の話しの中では、先般の関矢委員の質問の中にも若干含まれておりますけれども、やはり庁舎を建てるに至った経緯について、都市機能として今後どのような役割を持たせていくだとか、市政運営の扇の要になっていくといった部分の発信が弱いかなという感じがしました。例えば位置の選定に関しては、今後いろんな議論が出ようかと思いますが、そこにもっていくことによって公共交通の促進ができる、あるいは空洞化がすすんでいるまちなかの活気を取り戻す構想がしやすくなる、あるいはポケットパーク等を使ってますます環境をよくし、ワンストップで用を足し、公共交通によって利便性を持たせて家に帰れるといったような含みのある構想も発信していく必要もあるのではないかなと思います。その辺についても、位置の選定についても何パターンかは用意があるんでしょうけれども、都市機能につきましては今、検討されてるような部分等があってお話ができる部分があったらお聞かせください。

大平市長　遠藤委員おっしゃったとおり、その内容に沿って検討して行かなければなりませんし、国のほうも示したように防災拠点の施設という位置付けもあります。それもきちんと盛り込める施設を考えていきたいと思っております。

遠藤委員　これまでの庁舎の検討ということで、議員が執行部と議論する場面が多かったわけであります。そういった中で議員側としても、効率化の問題ですとか、老朽化の問題、あるいは消防庁舎建設の構想案が出た時も一緒に考慮し、防災の拠点としても市の役目として即座に会議ができたりするには庁舎の位置も併せて考えていくべきと、議会側からもでていたわけであります。そういったことを考えますと防災というのは、おおかた市民の皆さんも、議会側も理解ができる部分であると思うんですけども、やはり位置の選定となりますと、どうしてもまた引っ張り合い的な議論もあろうかと思えますし、購入する、あるいは市有施設を利用するにしても納得のいった回答を市民にも話していく必要があると思います。多少経費がかかっても、ここに庁舎があればいろんなことに活用でき、また魚沼市にふさわしい、まち構想といいますか、都市構想ができるんだというビジョンを示したなかで位置選定に向け市民に発信していくことが大事だと思います。湯之谷庁舎一本化はその当時の議会の中では、公共交通を整備するのは無理があるのではないかと、そういったことで湯之谷については、いろいろな異論があったわけですが、今度は新しい観点で、自由度の中から発想ができて、発想といっても限度があるんでしょうけど、新市としての魚沼市の在り方のかたっていく位置になると思うんです。だから今後市民への発信

の中では、これを起爆剤としてどのような新しい構想が可能なのかという部分が大事だと思います。それについて今、お話し中のもので公表できるものがあればお聞かせください。

大平市長　遠藤委員がおっしゃったことが全てのことですが、まだ位置についての検討には入っていません。先ほども話がありましたが既存の庁舎を使う時は、位置というよりも庁舎が一本化できる施設はどこかということで選定させていただいた。新しい庁舎とつくるということになれば、当然これからのまちづくりの拠点となることを考えていかなければと思っています。

富永委員　位置の選定方法の考え方ですが、市民が利用するにあたって利便性を考えなければならない、そして防災拠点、都市機能を選定の評価材料にするということですが、そこをまずは考えていくのか。そうではなく、市有地を利用しようということではまず捜して、できるだけ市有地を使うという方法で選定を進めるのか。いかがですか。

大平市長　位置の選定は地方自治法にのっとり選定をしたいと思っています。市有地か民地かというのは現段階では考えていない状況です。まずは先ほど遠藤委員がおっしゃったように市民にとっての利便性を考えて進めていきたいと思っています。

渡辺委員　これまで市長が主張してきたお金をできるだけかけないで、ということ踏まえながら今回の構想、中心地にといいことも、両方叶えなくてはいけないと私は考えています。住民の皆さん方がなぜ今までの庁舎を使いながら一本化をしたほうがいいのかという、それはやはりできるだけ借金はしないで経費を抑えながらしていくことが将来の住民にとっての負担を減らしていくというのがあると思うんです。そういったことを考えた時に、市長はその兼ね合いを考えると、新庁舎建設に変わったのには合併特例債が5年延長になったから、だからそのときに借りられるということになると、そこで借金するためにしたのかと思われても仕方ないと思うんですけども、私は借金をしなくてもPFIの工法ですとか、いろんなこと考えながらできることはいくらでもあるわけです。できるだけコストを下げていく、住民の負担を下げる、そして借金はできるだけしないというこれまでの市長の考え方は変わっていないのでしょうか。

大平市長　今、庁舎を建てるのにはできるだけ有利な方法といえば、やはり合併特例債。これを使うのが1番お金がかからない方法だと思ってますし、これから作る庁舎というのはできるだけお金をかけない方法で建てていきたいというのは基本にあります。合併特例債を使って何億の建物になるかでだいぶ違いますけれども、ざっと計算しても有利な起債だと考えております。

酒井企画政策課長　先ほどPFIの話ができました。これについても担当課としては可能かどうか研究はしているところであります。全然ゼロということではありません。

渡辺委員　市長は前から合併特例債であっても、有利であったとしても起債は起債だ、借金は借金だという考え方があったわけです。国と地方の借金が1,000兆円超えることを考えるならば、確かに魚沼市にとって有利な起債かもしれませんが、全体の中で考えた時にはPFI的なやり方によってできるだけ起債はしないという方法も今後検討していかないとはいけません。庁舎というのはこれから建てるとなると、少なくとも30年、40年、長くて50年この魚沼市にとって皆さんから使っていただくことになると思うんです。今ちょうど総合計画をつくっているわけなんですけども、まちづくりの根本に据えなくてはならないような事業だと思います。そういった意味では、まちづくりの専門家、大学と

いった魚沼市の住民だけで見ていては見えないようなものも外部から入っていただくことによって、魚沼市の発展性を考えた中で作っていけると思います。そういった考えはありますか。

大平市長　今までもまちづくり等委員会等に、大学の先生方も入ってやってきている経緯もあります。これからもそうした形で、例えば技科大の先生ですとか、そういった方達に加わっていただき合併の時からやっています。そうしたやり方をこれからも続けていきたいと
思います。

大平(恭)委員　12月3日に市長が市政報告をして、その後に市民には説明すると言っていたと思いますが、どういった形で説明をするのか具体的にはどう考えていますか。

大平市長　12月3日は私の政治的活動として説明会をさせていただきましたが、これからは
執行部と一緒に地域に入って説明させていただきます。

大平(恭)委員　それは集落ごとですか。地域ごとですか。

大平市長　ほかのいろんな事業も市民説明会に入っております。どういう形で入るかはこれ
から検討しますが、ほかの事業と同じような考え方でいけばいいのかなと思っています。

大平(恭)委員　市民に対して説明をすると、その場で当然意見も出るとは思いますけれども、
全市民の方ではないわけで、やはり私は最重要課題の位置付けであれば市民に対して新庁
舎をつくるこの構想について、きちんと意向を聞く事が重要だと思います。その考えは
今のところありますか。

大平市長　市民の代表として議員の皆さんがいらっしゃるわけで、議員の皆さんとこうして
意見交換することが第一だと思っています。その中で市民の皆さんには、考え方を説明させ
ていただきたいと思っています。そこでいろんな意見あるとは思いますが、その場でお聞きし
たり、意見に対して私の考え方を説明したりという時間になろうかと思っています。

佐藤(肇)委員　このような形で基本構想を市でつくられたということなんですが、前段で市
長の考えが示され載っていますが、これをやはり専門家、プロポーザルになるのか、コン
ペになるのかわかりませんが、魚沼市の資料的なものを一括渡して外目から計画を見て
いただく。そういうのをいくつか提案していただくという作業も並行してやっていく必要
があると私は思います。あくまでもこれは当局の中での考え方の部分、それから市長が言
われている地方自治法の考え方の中で、どういったのが市民の利便性だろうかという、こ
れは当局で考える部分と、外から見て考える部分はかなりちがってくる場所もあると思
います。そういった手法取り入れていく、また提案していただいて計画に反映させていく
といった考え方があるかお聞きします。

酒井企画政策課長　この基本構想は確かに庁内で作りまして、これについては前回説明さ
せていただきました。この構想について議員の皆さんからおおむね了解いただいた中で市
民説明会を考えています。あくまでも構想ですので、細かいところまでありません。次に
基本計画ということで、もう少し細かくなっていきます。どの段階かわかりませんが、
専門家といえますか大学の先生なり、これからお願いする政策参与なりに意見を聞き
ながら作りあげていきたいということで、今のところプロポーザル方式は考えておりま
せん。

佐藤(肇)委員　基本構想ができて基本計画をつくる段階で、そういった専門家の知見をいた
だきながらつくっていくという作業が、私はこの段階ですです必要なんじゃないかと思っ

ています。市民の利便性をどこにもっていくのか。庁内で考えてるとコストだとか工期だとか制約の中でおっつける部分を考えるかと思うんですが、その辺のたがをある程度はずしてやって、理想といいますか、できるできないあると思いますが、かなりつつこんだ提案をお願いしていくというようなところから始めていけば、市民の感覚もかなりかわっていくんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

酒井企画政策課長 専門家に見ていただく機会は設けたいとは思いますが、大々的な委託ですとかプロポーザルということは今のところ考えていません。

大屋委員 1期目で2回議会に本庁舎の位置の議案を出し、特別議決のために2回とも否決されました。その経緯は私もいましたのでわかりますが、2回目の時に商工会等から、地方自治法にのっとり中心市街地に新庁舎を建設すべきという請願が出ました。これは賛成多数で採択されたわけですが、これが今の新庁舎建設に変更するにあたり影響があったのでしょうか。

大平市長 新庁舎論の前に庁舎一本化は、私の早く進めたかった問題です。既存の庁舎を利用してやっていこうと2回提案させていただきました。今回変わったというよりも、一本化を進めたいんです。業務をやっていく中で、これだけ分庁舎方式の弊害が、皆さんにはこれだけという意味がわからないかもしれませんが、非常に苦勞しています。そういった意味で一本化を2期目になって進めたい、それが第一でした。そうなりますと既存の庁舎ではなく、その変わった理由として当初財政というものを考えながら既存の庁舎も考えてました。1期終わって2期目に入って皆さんご存知のように、実質公債比率というもので評価しておりますけれども、数値的にもよくなりました。それから合併特例債という有利債が延長したというところで、新庁舎をつくる環境も整ったという判断の中で、新庁舎をつくって一本化を進めるという考えに変更させていただきました。請願のことはあまり考えていませんでした。

大屋委員 議会が採択した請願を重視していないということですか。

大平市長 議会の採択で請願があったから新庁舎かと聞かれれば、そうではないとお答えします。先ほども申したとおり一本化するためには、既存庁舎は結果がでてしまいました、6年目にこうやって環境が整ったことで、自治法にのりつつたのは新庁舎論だからです。それは請願の内容と同じ形で取り上げています。

大屋委員 一部請願を取り入れて現在に至ってるということではないかと思いますが、2期目の選挙では新庁舎をつくらないという公約を1期目と同じようにしなかったのはなぜですか。

大平市長 既存庁舎でやるという可能性が非常にうすくなってきてしまったということがありまして、私としてはその時点ではっきりとした考えが持てませんでした。

大屋委員 そのときには持てなかったのがふせておいたということだと思いますが、その後一般質問でもありましたが、新庁舎をつくるのと、つくらないとは正反対のことです。そういう点で一般質問でもあったように、公約の重み、そういったものを変更したときどう対処するのかということがありますが、市長は市民に丁寧に説明をするということでありまして、その考え方には変わりはありませんか。

大平市長 まず選挙の公約に載せなかったということは庁舎論を争点にしたくなかったということもありました。私が今ここに踏みきった理由として、もう一つ、病院、消防庁舎

と合併の時点でやらなければならない内容があったわけですが、その優先順位として財政の健全化、新病院、消防庁舎、こういったことが私の優先順位にありまして、市民の皆さんからは質問がありました、庁舎はどうするんだと。そのときにお答えしたのが、庁舎の問題はまず優先順位のものに先に着手して、めどが経った時点で次に庁舎をどうするか決めていきたいという話をずっとさせていただいております。それから丁寧な説明をするかということですが、もちろん丁寧な説明をしていかねばならないと考えてますし、先だっても1人の人が疑問だと言って、そのお宅に伺って説明してまいりました。呼ばれればどこまで行っても説明する覚悟でございます。

大屋委員　　そうしますと呼ばれればどこでも行くというのであれば、仮に下倉集落で来てくださいと言えれば来るわけですね。

大平市長　　はい。行きます。

大屋委員　　やはり1期目の公約というのが、一般質問でもありましたし、去年のアンケート調査でも色濃く残っていることは事実です。それを市民が納得するような形の説明をしていかないと、逆に大変なことになるかなと感じております。各集落ごとに呼ばれればとんでいくという意気込みですので、それを信頼しまして呼びたいと思います。

高野委員　　専門家の意見を聞くとありましたが、庁舎の位置、建物の設計、防災等の観点から考えた時に魚沼市がほかの都市と決定的に違うのは、川の多さと雪の多さと私は思います。そこは例え専門家でもなかなか冬に来てもらわないとわかりませんし、水が出た時に来てもらわないとわかりません。また小出にいただけでは入広瀬の雪の多さはわかりません。庁舎は利便性を含めて、市長が防災の視点でもって言うのもわかりますので、特にそこは専門家だからといって、くれぐれも判断しないようにしていただきたい、そこをしっかりと頭の中に入れてやってもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

大平市長　　やはり地元でしかわからない環境もありますので、委員がおっしゃるとおり頭の中に入れてしっかりと入れていきたいと思っております。

高野委員　　補足ですが、小出小学校は鉄筋ですが屋根が付いてる、コンクリートの防湿の関係でもって大きな換気扇が屋根裏についてるはずですが。そこも参考にしていきたい。

岩井委員　　1期目の選挙では新庁舎をつくらない、プレハブでもいいじゃないかという市長に私も賛同して応援をしました。なぜ市民は新庁舎をつくらないという市長の意見に賛同したと思いませんか。

大平市長　　やはり節約ということだと思います。つけかえれば市役所職員が入る建物になりますが、もちろん市民の方達が使うところでもありますけど、最初からほかの事業より先に新庁舎ではないと思っていました。まずは優先順位を決めてやるというのが私の考えにありまして、当然それは岩井委員はしっかり理解していただいているものと思っています。

岩井委員　　私は最初から市長が配布したチラシの、新庁舎はいらないということに市民は賛同したと思うんです。この間何人かの人達と意見交換した時に、市長に裏切られたという市民もいました。ということは大平市長にまかせておけば庁舎はつくらないで、既存の庁舎でやってくれるという市民の意見は今でもかなり多いんですよ。ですから、その辺を市長が説明する場合に、先ほど財政がだいぶ立て直されたと話されましたけども、本当に財政が立て直されたのかって意見も、ある市民から出ました。これから先のことを考えた時に人口はどんどん減っていく、財政は決していい方向には向かないだろうというの

が大半の人達の意見として根強く残っているんじゃないかと思うんです。市長の今の考え方の中で財政が立て直されたから変わったんだ、というのを市民に納得させるのは非常に厳しい部分があると思います。余談ですがこんな意見も出ました。今までの庁舎をつくるような考え方ではなくて、極端な言い方ですけど、庁舎の上にマンションをつくったらどうかとか。そのマンションも普通のマンションでなくて、過疎地の高齢者の人達が入って、介護などを身近に受けられる施設であれば市民は納得するかもしれないと、具体的な話もできました。何か特別な方法でもってやらないと、市民を納得させるのは非常に難しいと思うんですけども、市長の考えをお聞きします。

大平市長 財政が立て直されたからとそれだけの理由ではありませんし、当然議員もご存知のように27年度から交付税が逡減されていくという現実もあります。ですが、もう感じているとは思いますが、分庁舎方式が本当にこのままの状態でもいいかと、私はやっぱり一本化しないと市民へのサービス提供という、職員ももっと減っていく中で、これを分散化したままでいいんでしょうか。税務課は湯之谷庁舎、福祉課も湯之谷庁舎、土木は広神庁舎に来てくださいと市民の皆さんをあちらこちらに行っていたことも苦情の中の一つにあります。窓口業務については各地区に残したいと思っています。ですから住民票とる等窓口でもできて、やはり本庁舎というところに、職員が一つになってやっていくということの大切さは必要だと考えています。

岩井委員 私は一本化するのに反対しているわけではないんです。要するに一本化しなくてはならないのは私もよくわかってます。ですから一本化の仕方ということで、今意見が出てるのは新しい庁舎をつくるのか、それとも既存の庁舎を使ってやるかということの考え方だと思うんです。もちろん、ここにいる議員全員そうだと思うんですけど、一本化には誰も反対する人はいないと思います。一本化は絶対やってもらいたいと思うんです。ですから新庁舎なのか、既存の庁舎なのか。ということの議論を今やってると思うので、私は新庁舎を（「その議論は終わってる、市長は新庁舎に決めたんだ」と呼ぶ者あり）例えば市長は説明をすると言うけれど、市民の賛同の大半を得られないとしたら、市長はそれでもやるおつもりですか。

大平市長 基本的には議会の皆さんが私の提案にどう判断するか、ということです。またきょうのように委員会で話し合いする。一本化するのに既存の庁舎か新庁舎か、と話がありましたけどもすでに既存の庁舎で2回提案させていただいております。でもそれは叶わなかった。そこを岩井委員としては理解していただきたいと思います。

岩井委員 そのときのメンバーとだいぶ変わってますから、それも議論の対象に入れていただきたいと思います。

渡辺委員 先ほど大屋委員から議会が採択した請願についての重きというんでしょうかね。それを市長はウエイトは少ないというようなニュアンスでした。これから市長が住民の皆さんに説明に行くわけですが、市長も当然1回目の選挙の時に私は新庁舎をつくりませんと言って市長になった。その背景には今議論になっている中に、できるだけお金を使いたくないというのがあったわけです。でも市長は財政がよくなった、だからこのように考えが変わりました、これもいいんですけども、住民の皆さんから理解を得たい、ここにいる委員の皆さんから理解を得たいというのであれば先ほどのように、私達議会が真剣になって前回の任期の時も、そして今回に任期になってからも市長が今言ったようないろいろな

防災の拠点のことですとか、住民の皆さん方があちらこちらに散らばってることですとか、市長の命令形態ですとか、こういったことは市長に対して何度となく提案してきました。話しもしてきました。そのことは全く関係なく私はこうなりました、というようなお話をするよりも、これまでの議会との話し合いの中でも気持ちが変わっていったというような部分を出していったほうがいいんじゃないかなと。市長も住民に代表ですが、議会もそれぞれ自分達に支持者がいて、私達も私達でそれぞれ意見を聞きながらこの議場で、あるいは委員会でこれまで意見を言ってきたわけですから、その議会の皆さんの意見も踏まえながら変わっていったんだということになれば、住民の声を聞いたということになるわけですよ。だからそこを間違えないようにしないと、なかなか住民の皆さん方に理解していただけないのではないかなと思うんですけどどうでしょうか。

大平市長 市民説明会では、私の考えで話したいと思います。

岡部委員 この事業を進めていくには、議員と執行部との信頼関係をつくっていかないと、議会軽視した発言とかですとこれからの議論が円滑に進まないと思いますので、市長もう一度しっかりと議会の意見を尊重しながら行政を進めていくというスタンスをとっていくのかどうか確認させてください。

大平市長 請願があったから新庁舎を考えたわけでないと話させていただきましたが、議会軽視しているわけではありません。皆さんとは、これからもしっかりと議論していきたいと思えます。

森山委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (15 : 51)

再 開 (16 : 01)

森山委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

関矢委員 一般質問で市長の考えを聞きましたが、新庁舎を自分で決断したからこれから説明会に入ることなんです、そこで市民からどのような意見が出るのかは今後のことだと思っています。今ここで議論してますが、やはり新庁舎といいますか、どこに建てるのが1番なんです、新庁舎論とすると。15日の委員会で話をするということですが、やはり周辺エリアがどこなんだ、市長が考えてる防災の拠点だとか、まちづくりの拠点だとか、地方自治法4条の市民の利便性だとか、それを考えた中にはどういう考えで決めるんだとかを発信しないとやはり市民は納得しないと思うんです。そこを議論しないと前に進まないと思うんです。いかがでしょうか。

大平市長 このことについて、課長から説明させます。

酒井企画政策課長 エリアの話ができました。構想の中でも小出市街地の周辺エリアということで言葉で示してありますけれども、具体的にどこというのを示してませんし、それぞれ議員の方々の思いも違うと思います。15日には図面配布の上説明しながら、執行部はこの辺を今はエリアと考えているという地域を示します。そこで意見をいただいた中で共通のエリアを確定する。その中から次は、地方自治法4条からのとっていきともっといいのはここかここ、といくつかわかりませんがエリアを絞り込んでいくという方法を考えてい

ます。15日には皆さんでエリアの共通認識を持つというところまでいきたいと考えています。

関矢委員 15日ですからすぐですが、議会で議論はできると思います。決まるかはわかりませんが。ではそれを持って市民説明会に行くということでしょうか。

酒井企画政策課長 この構想になるか、概要になるかわかりませんが、これとこの辺を考えているところまで話をする必要があると思っています。

森山委員長 しばらくの間、休憩とし、委員間の自由討議とします。

休 憩 (16:06)

休憩中に自由討議

再 開 (16:13)

森山委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに市長に対して質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。次に皆さんに配布してあります基本構想(案)について質疑はありませんか。

本田委員 ワンストップサービスということですが、恐らく支所にはある程度の機能を持たせるとは思いますが、どのくらいそこで処理できるのか。建築や土木のような業者相手だったら専門家でいいと思うんですが、一般市民の皆さんが支所でどれだけ用事をすませることができるのかが意外と大事ななと思っています。例えば住民票や印鑑証明程度の発行であれば、コンビニに機械を設置すればすむことですが、仮に本庁舎を抜いた5カ所に支所を置くとなると規模だとか、処理能力というにはどの程度になるか考えがあったらお聞かせください。

酒井企画政策課長 支所というのは今の北部地域を考えておりまして、ほかには市民センター機能を、例えばコンビニに委託するだとか、今の庁舎に残すだとか、最低限の不便のないような形は考えております。ほかの業務については本庁舎に一本化したい。支所を考えてる北部地域については、現状よりもレベルアップした、人数も増やし完結できるような形をこれから考えていきます。

本田委員 市民センターについて、これからコンビニを使うかとか、どのくらいの能力を持たせるのかとかはこれからの段階ということでよろしいですか。

酒井企画政策課長 市民センターはあくまでも住民票だとか戸籍の関係がメインになります。それ以外について本庁舎でワンストップということで考えております。

佐藤(肇)委員 基本構想(案)でございますが、かなりアバウトで最初の段階ですのでかなりつかみで数字なんかは出されてるかと思います。大きくとらえるのと、小さくとらえるのと、かなり庁舎の方向性が変わってくると思うんですが、これをつくれる段階で標準的な庁舎、他市のものもあると思いますがどの辺を参考にされたのか。また、もしそうでなければ標準的な指針があってこの数字なのかいかがでしょうか。

酒井企画政策課長 庁舎の面積については、先ほど廃止になったと申し上げましたけれども、総務省の起債の関係の基準を基に想定される人数をかけて算出したものであります。ほか

のところがかうだからということではありません。内容についてはこれから基本計画の中で詰めていくということで考え方を示したものであります。

佐藤(肇)委員 構想(案)をつくった考え方、どこか標準的な部分がなければ数字的なところは埋められないなど思ったものでお聞きしました。そうしますと、これから細かい部分については積み上げていくということでございますのでけっこうです。この数字がかなり贅沢な庁舎ができるのかとか、それともこれがぎりぎりの数字なのか、どのように捉えていますか。

酒井企画政策課長 15、16ページに算出の根拠を載せてあります。先ほど申しましたように、総務省の起債許可標準面積ということですのであります。考え方としましては、これ以内で納めたいということで最大といいますか、これ以内というふうに考えております。

関矢委員 経費の話も出ましたが、PFIの調査もされているということですが、PFIでもし建設に進んだ場合は、合併特例債の適用は受けられるのでしょうか。

酒井企画政策課長 確認したところPFIでも該当になると聞いておりますので、もしそうなった場合には活用も可能と思っています。

関矢委員 合併特例債、事業費の95パーセントということですが、この事業費の中には用地買収費も入って特例債に適用になるのか。

酒井企画政策課長 それも入る見込みであります。

星野委員 6ページの3、庁舎に求められる規模ということで、想定人数を平成32年で337人としてしてるわけですが、その後の付属資料別表の中で18ページ、平成32年には3万5,100人の人口が平成52年には2万5,000人に減るといようなことで人口の将来予測が出てくるわけなんですけれども、この庁舎に求められる規模については定員適正化計画等もあるわけでございますけれども、やはりつくる時に入れる職員の数でいきますと、その後人口規模に応じて同じ比率で減っていくことは考えられないと思うんですけども、当然職員数も減っていく形になろうかと思っておりますので、想定人数につきましてもなかなか難しいと思っておりますけれども、平成32年337人を基準としましてその後の10年後、20年後というのもやはりできれば調べてるのがあればお聞かせ願いたいと思っております。

酒井企画政策課長 職員数については定員適正化計画にあるものでしか計算しておりませんので、それ以後のは今ありません。32年としたのは31年完成で32年から入るにはこの人数が必要だということで計算しておりますので、実際の計画になりましたら削る部分は削る考えでいかなければならないと思っています。

星野委員 できればその辺はなかなか難しいことはわかりますが、少なくとも32年の5年後、10年後についてはある程度の予測というか計画ってのも今後示していただいたほうがいいと思っておりますがいかがですか。

酒井企画政策課長 定員適正化のこともありますのでそちらの方で計画は作っていきます。そちらの方でお示しできると思います。

森島委員 用地については市有地あるいは民地というようなことで考えられてるということですので、要は建物の器は大まかどの程度くらいの金額だというふうに考えておられるのか。それと、95パーセントが合併特例債ということですが、あとの5パーセントについては単費ということになるのか。いろいろな起債がくるのか。その2点お聞かせください。

酒井企画政策課長 金額についてはまだ算定しておりません。ただ、他市事例を見ますと、

平米当たり40万とか45万とかそういった数字が出ておりますので、これから概算費用を出していこうと思っています。それから、合併特例債を使った残りの部分ですけれども、庁舎の基金がありますのでその分と、残りは一般財源というようなことになると思います。

大平(栄)委員　特例債は95パーセントだということなんですが、前は70パーセントですか、けれどもそれを償還というか、何パーセント地方交付税が入ってくるんですか。起債は何パーセントしないと入るのと同じだから、返すお金が同じだということですね。借りるのが有利になっただけで。

酒井企画政策課長　交付税充当率は70パーセントということになっておりますので、一旦は返してそれが入ってくるという話になります。

遠藤委員　具体的に決まっていなければいいんですけども、これまで積んでた庁舎の基金というのは今後積み増しをしていくのか。どういった扱いになるのか。

酒井企画政策課長　今のところ積み増しの計画はないです。

渡辺委員　先ほど起債許可標準面積算定基準に、廃止になりましたけれどもそれに基づいて15ページでは概算の施設の面積を算定したということでした。下村委員が休憩中に60パーセントくらいしかそれで計算すると60パーセントくらいしか起債対象というか交付税でもって算入しないですよ、と言われてたんですけど、そうするとこれもまた60パーセントくらいしか入らないって事になっちゃうんですけど、それじゃないですよ。これで計算するよりは多少は広い面積が必要だから、だから起債95の70の充当なんだけども、この標準の算定よりは多少は広いものになるので60パーセントくらいですという説明だったと私思うんです。それはもう1回言っていてよろしいでしょうか。

酒井企画政策課長　廃止になった基準面積の関係はそういうふうなことであります。いくら大きい庁舎をつくっても、総務省の基準はこれなんでこれしかだめですよという話になりました。今回の面積を算出するのに、根拠が何もないということでは説明ができませんので、この算定基準に根拠を求めて面積を出したということです。

森山委員長　新庁舎のおよその面積を出す基準としては今までのものを使っています。ただし、合併特例債の適用は別の話だということです。それでは面積の考え方と、特例債の適用の考え方の説明をお願いします。

酒井企画政策課長　下村委員にお話した時にはいくら大きいものをつくっても、総務省の面積はこれですよ。この範囲ですよということを言いました。今回、渡辺委員にお話ししたのは、こちらが面積を算出するのに目安がないということで、この起債許可標準面積算定基準を使って、これからつくる面積を出したということで、この面積の95パーセントが起債対象になりますよという考えで今はいます。

渡辺委員　この面積の95パーセントが起債対象になるけれども、これが廃止になったのでこれよりも例えば大きい面積になったとしても、95パーセントが起債対象になるというふうに、廃止になったのでなりましたということによろしいでしょうか。

酒井企画政策課長　おっしゃるとおりです。

佐藤(敏)委員　市民の皆さんが1番心配しているのはお金のことだと思うんですけど、経費の関係で旧6庁舎のことが載ってます。この下のほうに1年間でどんくらい経費がかかっていると新しくすると新庁舎はこれくらいで済みますよと、それが一発でわかりやすい資料だと思いますんで、その辺付け加えてみたらいかがでしょうか。

酒井企画政策課長　　ありがとうございます。考えさせていただきます。

森山委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。それでは引き続き調査していくこととし、本件は以上としたいと思います。なお、通知のとおり12月15日の地域医療対策特別委員会終了後の概ね15時から本員会を開催しますので、小出市街地周辺エリアにつきまして資料の説明を受け、質疑を行いたいと思います。執行部におきましては、今後この基本構想を基に市民説明会を開催したいということでございます。このことについて意見はありませんか。(なし) なしと認めます。現時点で異論がないということで確認させていただきました。

(2) その他

森山委員長　　日程第2、その他についてを議題とします。その他皆さんの中でご意見協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の庁舎再編整備特別委員会は、これで閉会します。

閉　　会 (16 : 32)